

「指導監査結果指摘事項及び是正改善状況報告書」記入上の留意事項について

社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査の実施後、県からの指摘内容については是正改善の状況を御報告いただいておりますが、記載内容が不十分なケース、連続して指摘内容が改善されていないケースが見られますので下記の記入例を参考に、是正改善の状況を御報告いただきますようお願いいたします。

なお、記載内容が不十分な場合、再度、指導監査結果指摘事項及び是正改善状況報告書の提出をお願いする場合がありますので、御注意ください。

1. 改善内容が具体的でない例

〔悪い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
1. 契約事務の不備について 経理規程上、3社見積りをすべき金額であるにも関わらず2社見積りとなっている、契約書を作成すべきところ、請書となっているなど、不適切な契約事務が確認できた。	以後、気をつけます。 改善内容に具体性がなく、今後、どのような取組を行うのかがわかりません。

〔良い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
1. 契約事務の不備について 経理規程上、3社見積りをすべき金額であるにも関わらず2社見積りとなっている、契約書を作成すべきところ、請書となっているなど、不適切な契約事務が確認できた。	ご指摘の内容について不備が確認できたことから、経理担当全員に指摘事項を共有し、12月から物品購入や委託契約等の契約事務について、規定に沿った運用を行うよう徹底しております。 また、契約又は支出の最終決裁者（課長又は事務長）が確実に確認を行うことで再発防止に努めています。

2. いつまでに改善するかが明確でない例

〔悪い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
2. 運営規程の整備状況について 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号）第7条第6号で規定する、緊急時等における対応方法が規定されていないことが確認できた。	早急に規程を作成いたします。 いつまでに規程案が作成され、施行されるかがわかりません。

〔良い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
2. 運営規程の整備状況について 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号）第7条第6号で規定する、緊急時等における対応方法が規定されていないことが確認できた。	ご指摘の内容について不備が確認できたことから、早急に規程案を作成し、令和4年〇月〇日の理事会にて承認を受け、施行する予定です。

3. 資料添付が必要な例

〔悪い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
<p>3. 労働基準法等関係法規の遵守の状況について 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第2条では、短時間労働者（1週間の所定労働時間が通常の労働者より短い労働者）を雇用する際、事業主は、労働基準法第15条第1項に規定する労働条件に加え、「昇給・退職手当・賞与の有無・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を書面（労働条件通知書等）で明示しなければならないとされているが、貴施設においては、いずれも明示がない。 今後は、上記法令を遵守すること。</p>	<p>ご指摘のあったとおり、労働条件通知書を交付しました。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>既に是正を行っている場合、是正内容の分かる資料（この場合は、労働条件通知書）を添付して下さい。</p> </div>

〔良い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
<p>3. 労働基準法等関係法規の遵守の状況について 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第2条では、短時間労働者（1週間の所定労働時間が通常の労働者より短い労働者）を雇用する際、事業主は、労働基準法第15条第1項に規定する労働条件に加え、「昇給・退職手当・賞与の有無・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を書面（労働条件通知書等）で明示しなければならないとされているが、貴施設においては、いずれも明示がない。 今後は、上記法令を遵守すること。</p>	<p>別添のとおり、「昇給・退職手当・賞与の有無・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を明示した労働条件通知書を交付しました。 交付した雇用契約書を添付します。</p> <p>（修正した雇用契約書の写し、又は様式の添付をお願いします。）</p>

〔悪い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
<p>3. 職員給与等の設定・支給状況について 令和3年度に正規職員に採用された介護職員の初任給格付けについて、貴施設の給与規程別表2に基づき学歴に応じた基本給基準額に前歴を換算する際の計算に誤りがあると見受けられるため、採用時に遡り初任給格付けを行い、適正額で俸給決定すること。 なお、俸給決定後は、賞与及び時間外勤務手当等にも適正に反映させ、追給処理を行うこと。</p>	<p>ご指摘のあったとおり、初任給格付けの誤りについて修正を行いました。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>既に是正を行っている場合、是正内容の分かる資料（この場合は、追給額の内容がわかる計算資料、支払伝票）を添付して下さい。</p> </div>

〔良い例〕

指 摘 内 容	是 正 改 善 の 状 況
<p>3. 職員給与等の設定・支給状況について 令和3年度に正規職員に採用された介護職員の初任給格付けについて、貴施設の給与規程別表2に基づき学歴に応じた基本給基準額に前歴を換算する際の計算に誤りがあると見受けられるため、採用時に遡り初任給格付けを行い、適正額で俸給決定すること。 なお、俸給決定後は、賞与及び時間外勤務手当等にも適正に反映させ、追給処理を行うこと。</p>	<p>令和〇年〇月〇日付けで、介護職員（〇、〇）に対する追給処理を行いました。 追給時の計算書・支払伝票を添付します。</p>